

公益財団法人に期待する 「地理空間情報高度活用社会の実現に向けて」



国土交通省
技監 佐藤 直良

政府は、「地理空間情報活用推進基本法」に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」について、これまでの基本計画の成果や地理空間情報を巡る技術の進展及び社会情勢の変化を踏まえ、新たな基本計画を本年3月に閣議決定しました（計画期間：平成24年度～平成28年度）。基本計画では、誰もが、いつでもどこでも必要な地理空間情報を使えるとともに、高度な分析に基づく的確な情報を入手して行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指して、各機関が様々な施策に取り組むこととしています。

特に、「東日本大震災からの復興、災害に強く持続可能な国土づくりへの貢献」は、今回の基本計画において新たに盛り込まれた基本方針ですが、発災時にいち早く実施された、貴協会と国土地理院との協定による緊急撮影及び緊急航空レーザー測量の成果を活用して作成された空中写真や浸水範囲概況図等は、最も早い段階で被災の全体像を把握することに貢献するものでありました。また、災害復興計画基図をはじめとした、会員企業の皆様方も参画して作成される様々な地理空間情報は、被災地における速やかな復旧・復興に欠かせない情報として活用されているところです。

電子化された地理空間情報を標準化・共有化して蓄積することで、例えば、津波、液状化、洪水、土砂災害等、様々な災害のハザードマップを重ね合わせて一体的に活用したり、過去の被災履歴と対照したりすることが簡単にできるようになります。このように地理空間情報の高度な活用を図ることは、従来の地図の概念を大きく変えるものであり、国土のよりよいマネジメントのために不可欠な取り組みです。貴協会を中心に行われている国際標準化への取り組みや、技術の標準化及び普及を図る技術研究活動は、今後も地理空間情報の高度な活用を図るうえで重要な役割を果たしていくものです。あらためて、これまでの貴協会及び会員企業の皆様方のご努力に敬意を表するとともに、これからも引き続き、地理空間情報高度活用社会の実現に向けての更なる貢献を期待します。